議会議案第1号

令和6年能登半島地震からの復旧・復興への更なる 支援を求める意見書

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、260名の尊い命が失われ、新たに災害弔慰金等認定審査会で22名が災害関連死と認定されたほか、1,000名を超える方が負傷され、8万棟を超える住家被害が生じるなど、未曽有の大災害となった。

国からは、発災当日の非常災害現地対策本部の設置、関係省庁からの多くの職員の派遣、被災者の生活となりわい支援のためのパッケージの策定など、多くの支援をいただいている。

本県でも、「石川県創造的復興プラン(仮称)」の最終案を公表し、自然と共生する能登の魅力をより一層高める「創造的復興」を目指し、本格的に動き出したところである。

一方で、4月9日、財務省の諮問機関である財政制度等審議会の分科会において、被災地の復旧・復興に当たっては、被災地の多くが人口減少局面にある中、将来の需要減少や維持管理コストも念頭に置き、集約的なまちづくりやインフラ整備の在り方も含めて十分な検討が必要との提言があった。

しかしながら、今回の震災では、地盤隆起による漁港の使用不能、海に面した地域に旅館が多数集積する温泉街での大規模な建物や護岸施設の被害、広範囲で発生した液状化現象など、過去に類を見ない大規模な地形の変化と、それに伴う甚大な被害があり、加えて、今なお厳しい環境の中で避難生活を続けている方々が多数いることから、引き続きこれまでの枠にとらわれない支援が必要である。

よって、国におかれては、被災者の方々が一日も早く元の穏やかな生活を取り戻し、息の長い取組となる「創造的復興」が着実に実現できるよう、今回の震災の特徴も踏まえ、補助制度の創設・拡充など更なる復旧・復興への支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

衆 議院 議長 参 議院 議 長 内閣総理大臣 総 務 大 臣 臣 財 務 大 内閣府特命担当大臣 (防災) 内閣官房長官

被災者の住環境に係る支援の拡充を求める意見書

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、260名の尊い命が失われ、新たに災害弔慰金等認定審査会で22名が災害関連死と認定されたほか、1,000名を超える方が負傷され、8万棟を超える住家被害が生じるなど、未曽有の大災害となった。

本県では応急仮設住宅の建設が進み、被災者に順次入居いただいている。災害救助法では寝具、日用品、炊事用具及び食器などを給与する制度はあるものの、生活必需品とも言える洗濯機、冷蔵庫、テレビなどの家電製品の給与は対象外となっており、本県ではその購入に対する独自の支援制度を設けたところであるが、国としての支援の拡充が必要である。

また、住み慣れた所から離れることは大きなストレスであり、心のケアも重要な課題である。孤立感を防ぐという観点からも、応急仮設住宅等に住民の日常生活を支える福祉サービスや食事、入浴といった人が集う様々な機能を有する地域コミュニティ拠点を設けることは重要である。

よって、国におかれては、被災者が安心して暮らせるよう、生活再建に必要不可欠である生活家電の給与や人が集う様々な機能を有する地域コミュニティ拠点の整備及び運営についても、災害救助法の対象に拡充するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

衆 議 院 議 長 参 議院 議 長 内閣総理大臣 総 務 大 臣 内閣府特命担当大臣 内閣官房長官

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の 構築を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流れることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、復旧と復興を進めている令和6年能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変な混乱に陥った。具体的には、救援を求める情報を受けて消防が出動しても、現場には誰もいなかったことや、現場の実態とは全く異なる合成されたと思われる画像が被災地の状況だとして拡散されたことがあった。

被災者の命を救うために1分1秒も無駄にはできない中、特に発災直後は情報が大変混乱することから、その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築のため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、 現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方公共団体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの地方公共団体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや国認定のアプリケーション等について、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

あて

聴覚補助機器の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に補聴器と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

よって、国におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った聴覚補助 機器を積極的に活用できる環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

あて

公費解体の促進に向けた特例的な措置を求める意見書

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、8万棟を超える住家被 害が生じるなど、未曽有の大災害となった。

一日も早い被災者の生活再建や被災地の復旧・復興には、迅速かつ円滑な公 費解体の促進が不可欠である。

公費解体については、私有財産の処分であることから、所有者全員の同意が 必要となるが、相続が生じた時期が相当以前で、時間経過により相続権を有す る者が多数に及び、相続人全員の同意を得ることが困難なことから公費解体が 進まない現状を受け、県としても国に対応を求めていたところ、先般、国から、 家屋等が倒壊、焼失、流失等により滅失し、建物性が失われた場合には、建物 所有権等が消滅し、滅失登記という法的手続きなどを経ることで、関係者全員 の同意がなくても公費による解体・撤去が可能であることが示された。

一方で、建物性が失われていない半壊や全壊の家屋等も存在することから、 一部、市町に責任が生じるケースも想定される。

よって、国におかれては、大規模災害時における被災建物の公費解体を迅速 かつ円滑に進めるため、引き続き必要な措置を講じるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

長 衆 議 院 議 議院 議 長 参 内閣総理大臣 あて 総 務 大 臣 法 務 大 臣 環 境 大 臣 内閣官房長官

教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善を求める意見書

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手の育成を実現さ せるためには、令和の日本型学校教育の実現が不可欠である。とりわけ、教師 は我が国の未来を切り開く人材を育成するという極めて重要な職務を担ってお り、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である。

質の高い教師を確保するためにも、教師が専門性を最大限に発揮して子供た ちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められている。

先般、小学校高学年の教科担任制の1年前倒しでの実施や、全ての小中学校 への教員業務支援員の配置等が図られたことは評価するものの、更なる指導・ 運営体制の充実や処遇改善を進めていくことも不可欠である。

よって、国におかれては、これらの教師を取り巻く環境整備について、中央 教育審議会の特別部会等での審議を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、 下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 教育の質の向上や勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充、中学 校における不登校生徒支援のための生徒指導担当教師の配置拡充を始め、教 職員定数の改善、支援スタッフの配置充実等を図ること。
- 2 優れた人材を確保するため、人材確保法に基づく給与改善当時の教師の優 遇分を超える処遇の確保に向けて、今年度中に給特法改正案を提出し、教師 の処遇の抜本的な改善を図ること。
- 3 不登校やいじめ、特別支援教育などの学校全体の取組に中核的な役割を果 たしている教師や、子供や保護者等にきめ細かく対応する学級担任など、職 責や負担に応じた処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

衆議院議長 長 議院議 内閣総理大臣 総 務 大 臣 あて 財 務 大 臣 文 部 科 学 大 臣 内閣官房長官

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書

地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多いと推測され、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

国は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PP/PFI推進アクションプランを策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントするウォーターPP方式を導入することとした。

さらに、汚水管の改築に係る社会資本整備総合交付金の交付要件について、 ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化すると した。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市を始め、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体には知見が少なく、施設等の規模も小さいことから、事業規模が大きくなりにくいことなどがある。

よって、国におかれては、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させるため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 汚水管の改築に係る社会資本整備総合交付金の交付要件に関して、ウォーターPPPの導入を要件化する方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

衆議議長長長長長医理大臣臣大大臣臣臣臣臣臣長

議会議案第12号

北陸新幹線の米原ルートへの再考を求める決議

去る3月16日、国の整備決定から50有余年の歳月を経て、北陸新幹線がよう やく金沢・敦賀間で開通した。

しかしながら、敦賀以西大阪への延伸は、与党整備新幹線建設推進PTにおける激しい議論の末、米原ルート、小浜・京都ルート、舞鶴ルートの中から、2016年に小浜・京都ルートと決定したものの、7年が経過した現在でもほとんど前進はなく、先行きは全く不透明であることに加え、小浜・京都ルート選定の基本的条件は激変している。

小浜・京都ルートの建設費は当時2兆1千億円と試算されていたが、その後の資材費や人件費の高騰により、今や4兆円とも言われており、当時1.1とされていた費用対効果は1を大きく下回ることが確実な状況にあるほか、完成までに30年から40年はかかるとも言われている。

また、地盤沈下、地下水の枯渇及び莫大な残土処理の問題などに対する京都府民の不安は大きく、さらには、多額の地元負担金まで伴う工事について、メリットが少ないと思われる京都府民の理解を得るのは至難の業である。

一方、米原ルートは小浜・京都ルートに比べ、工事区間は約3分の1であり、 施工期間も3分の1以下と大幅に短縮され、建設費の削減も見込まれる。

もともと、北陸新幹線の建設は、東海道新幹線に一旦緩急があった場合の代替路線として、提案された国家プロジェクトである。また、近年、全国各地で頻発する災害の状況を見ても、一刻も早く東海道新幹線につなぐことが肝要である。

よって、本県議会は、一日も早く、北陸新幹線を東海道新幹線に接続し、国家プロジェクトとしての所期の目的を達成するためにも、米原ルートへの再考を強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月20日